

○大府市サプライチェーン対策のための市内投資促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に係る生産拠点の立地を促進し、もってサプライチェーンの強靱化を図るとともに、地域経済の振興及び市民生活の向上に寄与するため、予算の範囲内で交付する大府市サプライチェーン対策のための市内投資促進補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国補助金 国が交付するサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金をいう。
- (2) 事業所 物の生産又は販売、サービスの提供等が事業として行われている場所をいう。
- (3) 事業者 法人及び複数の法人で構成される企業グループをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、国補助金の交付決定を受けた事業者のうち、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内において国補助金の交付決定を受けた事業所を20年以上継続して操業する見込みがあること。
- (2) 大府市産業立地促進条例（平成17年大府市条例第41号）第3条第1項に定める奨励措置、大府市企業再投資促進補助金及び大府市小規模事業者再投資促進補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。

(補助金の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、工場等の新增設等に伴う建物取得費、設備費及びシステム購入費の合計額に相当する額（以下「補助対象経費」という。）とし、補助率及び補助金の限度額は、次の表のとおりとする。

| 区分 | 補助率 | 補助金の限度額 |
|--------------------|--------------|---------|
| 国補助金の補助対象事業Aに該当する者 | 補助対象経費の25%以内 | 2億円 |
| 国補助金の補助対象事業Bに該当する者 | 補助対象経費の25%以内 | 5億円 |
| 国補助金の補助対象事業Cに該当する者 | 補助対象経費の25%以内 | 2億円 |

2 前項の場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(認定の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大府市サプライチェーン対策のための市内投資促進補助金認定申請書(第1号様式)に次ぎに掲げる書類を添えて、工場等の新增設等に着手する日(工場等を購入し、又は新たに賃借して工場等の新增設等を行う場合は、当該購入又は賃借に係る契約を締結する日)の30日前までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その認定を受けなければならない。

- (1) 国補助金の採択決定の通知の写し
- (2) 国補助金の交付申請の内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは大府市サプライチェーン対策のための市内投資促進補助金(認定・変更認定)通知書(第2号様式)により、適当でないときは大府市サプライチェーン対策のための市内投資促進補助金(不認定・取消)通知書(第3号様式)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(認定の変更)

第6条 前条第2項の規定により補助事業の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、認定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに大府市サプライチェーン対策のための市内投資促進補助金変更認定申請書(第4号様式)を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、前条第3項の例により、認定事業者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消し、大府市サプライチェーン対策のための市内投資促進補助金補助金(不認定・取消)通知書により、当該認定事業者に通知するものとする。

- (1) 認定を受けた補助事業の内容に著しい変更があったとき。
- (2) 新增設等に係る工場等の操業を開始した日から第12条の規定による交付の決定の日までに当該工場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著し

く縮小したとき。

- (3) 第3条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 市との信頼関係が著しく損なわれ、又は社会的に非難されるべき行為を行ったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。

(届出)

第8条 認定事業者（第5条の認定を受けようとする事業者を含む。）は、工場等の新增設等に着手し、又は完了したときは、速やかに工場等の新增設等（着手・完了）届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、当該工場等の操業を開始し、休止し、又は廃止したときは、速やかに工場等の操業（開始・休止・廃止）届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 認定事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(地位の承継)

第10条 前条の規定にかかわらず、認定事業者に相続、譲渡、合併、分割等による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に補助事業を承継し、かつ、当該補助事業が継続して行われる場合に限り、当該補助事業を承継する者は、市長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により、認定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに承継承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、承継承認決定通知書（第8号様式）により、当該地位を承継しようとする者に通知するものとする。

(交付申請)

第11条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大府市サプライチェーン対策のための市内投資促進補助金交付申請書（第9号様式）を当該工場等の操業を開始した日から1年以内（これにより難しい場合にあっては、市長が別に定める日まで）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 国補助金の交付決定通知書の写し
- (2) 国補助金の実績報告の内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出をもって、規則第10条の規定による実績報告書の提出があったものとみなす。

(交付決定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適

当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、大府市サプライチェーン対策のための市内投資促進補助金交付決定通知書（第10号様式）をもって申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、大府市サプライチェーン対策のための市内投資促進補助金交付請求書（第11号様式）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金若しくは補助金の受給に関し不正の行為があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した固定資産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該固定資産が新增設等に係る工場等の操業を開始した日から5年を経過したものであるときは、この限りでない。

（報告及び立入調査）

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員に当該工場等への立入調査をさせることができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年6月11日（次項において「施行日」という。）から施行する。
（適用期間）
- 2 この要綱は、施行日から令和3年3月31日までの間に認定申請された補助金について適用する。